

空き家を改修し定住を考えておられる皆様へ

空き家改修費用の一部を助成します



町では、町内にある空き家の有効活用を図り、町内への移住・定住を促進するため、空き家を改修し定住する方に空き家改修に係る費用の一部を助成します。

■補助区分、対象者、対象経費

補助区分	補助対象者	補助対象経費
空き家改修事業補助金	空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 空き家を取得し、第三者に住居として賃貸しようとする者 町に10年以上定住する意思のある者 空き家を取得してから1年を経過しない者 町が賦課する税及び使用料等に滞納が無い者	木工事、屋根工事、サッシ工事、建具工事、内装工事、外装工事、塗装工事、左官タイル工事、給排水設備工事、エクステリア工事、電気設備工事、省エネ設備工事、外構工事（住宅本体の改修と併せて行うものに限る。）等
特定目的活用支援補助金	空き家を取得又は賃借し、特定目的活用をしようとする個人又は法人 空き家の所有者で、第三者に賃貸し、特定目的活用をしようとする個人又は法人 町内の空き家を取得してから1年を経過しない者 町が賦課する税及び使用料等に滞納が無い者	
家財処分費補助金	空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 所有する空き家を、登録空き家にしようとする者 町が賦課する税及び使用料等に滞納が無い者	入居又は住宅の改修、若しくは登録空き家にするために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃

■補助率、限度額

補助区分	補助率	限度額
空き家改修事業補助金	1 / 2	150万円
特定目的活用支援補助金	1 / 2	150万円
家財処分費補助金	1 / 2	20万円

■加算額

補助区分	加算要件	加算額	限度額
空き家改修事業補助金	移住し空き家を取得した場合	10万円	30万円
	登録空き家を取得した場合	10万円	
	子育て世帯	子ども一人につき10万円	

■主な事業の流れ

①補助金交付申請書の提出（申請者）

【添付書類】

- ・位置図及び現況写真
- ・空き家を取得した事を証明する書類（売買契約等）又は賃貸契約書の写し
- ・住宅の改修に係る設計書及び見積書の写し
- ・町税等の納税証明書
- ・空き家の改修に関する承諾書（申請者と住宅の所有者が異なる場合又は共有名義の場合）
- ・建物登記全部事項証明書（未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写し又は評価証明書）
- ・申請者の確認ができる書類（個人の場合は住民票の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し）
- ・その他町長が必要と認める書類

②補助金交付決定（役場）

③工事施工（申請者）

④工事完了後に実績報告書の提出（申請者）

【添付書類】

- ・改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び請求書又は領収書の写し
- ・改修の状況を確認できる写真
- ・その他町長が必要と認める書類

⑤補助金確定通知書（役場）

⑥補助金の請求書の提出（申請者）

⑦補助金の支払い（役場）

■申請方法

申請書類は役場地域創生課（町下庁舎2階）に提出してください。

※ 申請書類は、地域創生課に準備してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※ 補助金の適正な支出を行うため、細かい制約事項や、図面や写真その他書類提出が必要ですのであらかじめご了承ください。

※ 申請書提出時及び完了時には、職員による現地確認を行います。

申請受付は随時行いますが、予算の範囲内での補助となりますので、お早めにご相談ください。

<問い合わせ先>

只見町役場 地域創生課 創生企画係

電話 0241-82-5220 FAX 0241-82-2117

E-mail: kikaku@town.tadami.lg.jp